

第二回 橿原市営斎場改修・運営事業者選定委員会 議事録

会議名	第二回 橿原市営斎場改修・運営事業者選定委員会
開催日時	令和4年8月29日(月) 午後2:00～午後4:10
開催場所	クリーンセンターかしはら 3F 研修室
出席委員	楨村委員、瀬渡委員、荒川委員、堀内委員、高橋委員 以上5名
欠席委員	なし
事務局	環境部：広瀬副部長 環境政策課：吉川課長、西村課長補佐、東主査、吉村主査
発注支援業者	株式会社長大：水嶋、須長
次第	1. 開会 2. 議事 (1) 実施方針について (2) 要求水準書(案)について 3. その他 次回の委員会について 4. 閉会  <u>(配布資料)</u> 次第 【資料1】実施方針 【資料2】要求水準書(案)
会議の公開/非公開	非公開 公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。 (橿原市情報公開条例第6条第1項第5号及び第6号に該当)
担当部署 (事務局)	環境部 環境政策課 〒634-8586 奈良県橿原市八木町1-1-18 TEL：0744-47-3511 / FAX：0744-24-9716 E-mail：kankyoseisaku@city.kashihara.nara.jp

## 次第1：開会

委員長より、開会にあたっての挨拶。

## 次第2：議事

### (1) 実施方針について

事務局より説明。

<以下、本議題における質疑>

(委員 B)

9月に実施方針の策定・公表とあるが、要求水準書（案）も一緒に公表するのか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員 A・D)

既存施設を稼働しながら改修工事を同時に行うことを明示した方がわかりやすい。

(事務局)

実施方針には事業の概要を記載することを基本としており、詳細な条件については要求水準書に記載しています。

(委員 D)

実施方針に記載しないとしても、どこかに事業内容の記載はほしい。

(事務局)

実施方針の記載内容を再考します。わかりづらい部分については実施方針等に関する説明会で補うものとします。

(委員 D)

事業者のサウンディング型市場調査の際には、これらの事業の詳細は伝えたのか。

(事務局)

伝えています。

(委員 B)

現状のままでは、改修の際には既存施設を停止するとも解されるおそれがある。改修期間中における会葬者の安全の配慮についても、どこかに明示されたい。

(事務局)

表現を工夫します。

(委員 D)

サービス対価については物価変動を勘案することとなっているが、その詳細は。

(事務局)

事業者と協議して決定することを考えておりますので、本書面に詳細は記載していません。

(委員 E)

物価変動リスクのリスク分担について、設計建設期間中か維持管理運営期間中かで分類されているが、これらは同時になされるので、リニューアルや解体撤去の物価変動リスクと約 30 年の運営期間中の物価変動リスクの分け方にすべきではないか。

(事務局)

整理し直します。

(委員 C)

特定事業として正式に決定するというのは今検討している事業のことなのか。

(事務局)

そのとおりです。今回実施方針と要求水準書(案)を提示して事業者に聞き取りし、相応しい事業かどうかを判断し、より精度の高い VFM を算出した上で、11 月に特定事業として公表します。

(委員 D)

この委員会で、要求水準書の内容を確定するのではないのか。

(事務局)

今後実施方針・要求水準書の補強・修正を重ね、1月に入札公告する予定です。この委員会では、要求水準書について、たたき台となるものをお諮りしております。

(委員 D)

修正後の要求水準書は後で委員会に報告されるのか。

(事務局)

次回の委員会で報告します。

(委員 B)

事業者の選定基準は11月の選定委員会の審議事項であるが、1月に要求水準書と同時に落札者決定基準をホームページで公表するのか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員 D)

参加資格要件について、設計企業と建設企業は同一でも問題ないのか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員 D)

建設企業の要件として、総合評定値が1200点以上とあるが、これは大規模な建物を建てる場合の点数であり、今回のように改修規模が大きい場合は、地域の企業の参加しやすさを考慮するとこの基準はハードルが高いのではないのか。

(事務局)

葬祭場の改修撤去工事としては約4億円ですが、火葬炉改修工事を含めば約12億円であることから、橿原市の建設工事等発注規程の発注等の基準を参考として、総合評定値を1200点以上としています。

一方で、市内業者の参入をどこまで考慮するかについては、検討し直します。

(発注支援業者)

今回工事規模、金額の規模は小さいですが、扱う建物は大きいため、大きい建物を扱える能力が必要です。ある程度大きい建設会社が入って、改修にあたって建物全体を理解して工事できる能力が必要と考えます。

(委員 C)

約 30 年間の安全性を考えると、ある程度規模が大きい企業の方が、人材も豊富で安心である。

(委員 A)

設計企業が工事監理を行う場合が多いのか。

(事務局)

ほとんどがそういう形です。

(委員 D)

設計企業は SPC の株式を保有し続ける必要があるのか。

(事務局)

当初出資した場合は株式を保有し続ける必要があります。

(発注支援業者)

ただし、他の PFI 事業では設計企業が出資することはほとんどありません。

(委員 D)

指定管理の期間は、一般的に短い年数を設定するものだが、本件では SPC を指定管理者として継続して指定するということか。

(事務局)

継続して指定します。

(委員長)

実施方針についてはご了承いただいてよろしいか。

【各委員了承】

(2) 要求水準書(案)について

事務局より説明。

<以下、本議題における質疑>

(委員 C)

SPC について、構成員全体の出資比率の合計は発行済株式の総数の 50%を超えるものと設定されているが、出資比率は 100%でなくてよいのか。

(事務局)

当該事業に参画せず出資のみの人を想定しています。株式は売却できず、配当もないため、現実的にはそういう事例はありません。

(委員 C)

資本金の金額は決まっているのか。

(事務局)

事業者が決定します。

(委員 D)

葬祭業者が出資者となるのは問題ないか。

(事務局)

認めています。

(委員 C)

改修解体撤去業務が令和 8 年度完了、市の支払いは改修解体撤去完了後一括支払いとのことであるが、中間払いはしないのか。

(事務局)

一括での支払いを予定しています。

(委員 D)

現在では、Wi-Fi 環境が無いと不便だと思われるが、Wi-Fi の費用はインターネットの費用に含んでおられるのか。

(事務局)

Wi-Fi 設置は要求水準事項としてはおりませんが、事業者の提案で Wi-Fi を設置する場合は事業者の負担になります。

(委員 B)

本施設を運営しながら改修・解体撤去を行うわけであり、安全への配慮について明記すべきである。

(事務局)

会葬者の安全配慮の記載を工夫します。

(委員 D)

火葬炉の燃料に灯油を使用しているが、CO<sub>2</sub> 低減になるようなエネルギーに変更する可能性はあるか。

(事務局)

燃料は、従来通り灯油を想定しています。

(委員 D)

都市ガスを燃料とする火葬炉もあるが。

(事務局)

斎場には、都市ガスがひかれておりませんので、燃料は灯油になるものと考えています。

(委員 B)

内装仕上げについて詳細な基準は不要か。部屋別に更新対象がわかりやすく記載されていると良いと思う。

また、公共施設においてトイレは重要な部分である。便座が温かいもの、ブース内の手荷物をかけるフックも標準装備になってきている。多目的トイレ等の整備も検討いただきたい。

(事務局)

要求水準書に詳細に記載していない部分は業者提案を期待しています。ただ、必須の項目については記載したいので、いただいた意見を含め再考します。

(委員 D)

動物炉については様々な自治体で議論があるが、収骨できない自治体が多い。収骨のスペース、火葬炉の回転方法、収骨の時間帯等について、どのような形態を想定しているのか。

(事務局)

他市の事例では個別で1体を火葬し、翌日に家族に骨を取りに来てもらうというサービスがあります。運用面における工夫次第で収骨は可能であると考えています。

(委員 E)

トイレの既設紙巻き器は、再使用を想定されているが、新しい紙巻き器を設置してもらってはどうか。

(事務局)

ご指摘のとおり紙巻き器については新設の可能性もありますので、記載内容を再考します。

(委員 D)

既設炉を稼働しながら火葬炉を更新するということであるが、新炉を設置するスペースはあるのか。

(事務局)

設計上8炉分を設置できるスペースがあり、現在2炉分を設置できるスペースが空いています。

(委員 D)

火葬炉は、事業契約当初に入れ替えて約30年使用できるのか。

(事務局)

メンテナンス事業者が適切に修繕すれば使用できるものと想定しております。

(委員 D)

環境規制が厳しくなっており、設備も新しいものが開発されている。約30年間同じ火葬炉というのはありえないのではないか。何かあれば臨機応変に対応するということか。

(事務局)

約 30 年間火葬炉更新不可というわけではなく、更新が必要にならないように適切に修繕していただくのが目的です。

(委員 A)

予約受付システムから動物炉については除外されているが、理由はあるのか。

(事務局)

現在の運用どおり、人体の火葬は分庁舎の市民窓口課で受付対応を行います。動物火葬は斎場での受付対応を想定していますので、このような表現になっています。

(委員 D)

ペットは斎場に直接持ち込まれているのか。

(事務局)

そうです。

(委員 A)

今後もその形で動物炉を運用していくのか。

(事務局)

今後も同じような運用形態を想定しています。

(委員 B)

自動販売機等の運營業務について、事業者は自動販売機設置の目的外使用料を市に支払うとしているが、目的外使用とはどういうことか。

(事務局)

一般的に行政財産に自動販売機等を設置する場合は、目的外使用制度によるものとなっております。

(委員 A)

日本庭園や駐車場については植栽、外構維持管理業務に含まれるのか。本書類内に明記した方がいいかもしれない。

(事務局)

そのとおりです。記載方法については、検討し直します。

(委員 C)

モニタリングとあるが、これは監査ではないのか。

(事務局)

モニタリングは監査ではなく、選定事業者が行った業務の履行状況や、サービスの質、事業の安定性・継続性について監視することを目的としており、その結果については、サービス対価の支払いにも反映されます。

(委員 D)

モニタリング結果が良ければ支払う金額が上がる場合はあるのか。

(事務局)

モニタリング結果が良好であったとしても、対価を増額することはありません。

(委員 D)

支払う金額は事業開始前に決定するのか。

(事務局)

算定の基礎となる事業費については、事業開始前に決定しておりますが、実際に支払う金額については物価変動によって前年に決定します。

(委員長)

要求水準書(案)についてはよろしいか。

**【各委員了承】**

### 次第3：その他

#### ○ 次回の委員会について

事務局より説明。

- ・ 次回の選定委員会は11月頃の開催を予定しており、委員には改めて連絡する。

#### 次第4：閉会

会長の閉会宣言により、閉会。